

議案第13号

養父市地域まちづくりセンター設置及び管理条例の一部を改正する
条例の制定について

養父市地域まちづくりセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年 2月26日提出

養父市長 広 瀬 栄

養父市条例第 号

養父市地域まちづくりセンター設置及び管理条例の一部を改正する
条例

養父市地域まちづくりセンター設置及び管理条例（平成27年養父市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

八鹿ふれあい倶楽部	養父市八鹿町八鹿838番地 2
小佐ふれあい倶楽部	養父市八鹿町小佐833番地
高柳ふれあい倶楽部	養父市八鹿町高柳608番地 1
伊佐ふれあい倶楽部	養父市八鹿町伊佐431番地
宿南ふれあい倶楽部	養父市八鹿町宿南1187番地 1
建屋教育集会所	養父市建屋209番地
西谷ふれあいの家	養父市大屋町筏561番地

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

（大谷ふれあいセンター）

（単位：円）

区 分	使用時間区分及び基本使用料					
	9時から			13時から		18時から 22時まで
	12時まで	17時まで	22時まで	17時まで	22時まで	
会議室 1	450	1,200	1,950	600	1,350	600

会議室 2	540	1,440	2,340	720	1,620	720
小会議室	210	560	910	280	630	280

(八鹿ふれあい倶楽部)

(単位：円)

区 分	使用時間区分及び基本使用料					
	9時から			13時から		18時から
	12時まで	17時まで	22時まで	17時まで	22時まで	22時まで
和室（6畳）	180	480	780	240	540	240
和室（8畳）	240	640	1,040	320	720	320
調理室	510	1,360	2,210	680	1,530	680
多目的ホール	1,080	2,880	4,680	1,440	3,240	1,440

(小佐ふれあい倶楽部)

(単位：円)

区 分	使用時間区分及び基本使用料					
	9時から			13時から		18時から
	12時まで	17時まで	22時まで	17時まで	22時まで	22時まで
休養室	210	560	910	280	630	280
談話室（8畳）	270	720	1,170	360	810	360
調理室	510	1,360	2,210	680	1,530	680
交流室	780	2,080	3,380	1,040	2,340	1,040
ステージ	270	720	1,170	360	810	360

(高柳ふれあい倶楽部)

(単位：円)

区 分	使用時間区分及び基本使用料					
	9時から			13時から		18時から
	12時まで	17時まで	22時まで	17時まで	22時まで	22時まで

交流室 (40畳)	1,200	3,200	5,200	1,600	3,600	1,600
談話室 (20畳)	600	1,600	2,600	800	1,800	800
調理室	420	1,120	1,820	560	1,260	560
休養室 (10畳)	330	880	1,430	440	990	440

(伊佐ふれあい倶楽部)

(単位：円)

区 分	使用時間区分及び基本使用料					
	9時から			13時から		18時から
	12時まで	17時まで	22時まで	17時まで	22時まで	22時まで
談話室	390	1,040	1,690	520	1,170	520
和室 (8畳)	270	720	1,170	360	810	360
和室 (7畳)	240	640	1,040	320	720	320
和室 (6畳)	210	560	910	280	630	280
調理室 (旧)	330	880	1,430	440	990	440
調理室 (新)	600	1,600	2,600	800	1,800	800
多目的交流室	1,530	4,080	6,630	2,040	4,590	2,040

(宿南ふれあい倶楽部)

(単位：円)

区 分	使用時間区分及び基本使用料					
	9時から			13時から		18時から
	12時まで	17時まで	22時まで	17時まで	22時まで	22時まで
ふれあいホール	420	1,120	1,820	560	1,260	560
交流室	450	1,200	1,950	600	1,350	600
調理室	450	1,200	1,950	600	1,350	600
和室 (8畳)	270	720	1,170	360	810	360
和室 (6畳)	210	560	910	280	630	280
会議室 (ホール含む)	480	1,280	2,080	640	1,440	640

多目的交流室	1,410	3,760	6,110	1,880	4,230	1,880
--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

(建屋教育集会所)

(単位：円)

区 分	使用時間区分及び基本使用料					
	9時から			13時から		18時から
	12時まで	17時まで	22時まで	17時まで	22時まで	22時まで
大会議室	900	2,400	3,900	1,200	2,700	1,200
小会議室	450	1,200	1,950	600	1,350	600
別館 多目的室	540	1,440	2,340	720	1,620	720
別館 実習室	540	1,440	2,340	720	1,620	720

(西谷ふれあいの家)

(単位：円)

区 分	使用時間区分及び基本使用料					
	9時から			13時から		18時から
	12時まで	17時まで	22時まで	17時まで	22時まで	22時まで
和室	630	1,680	2,730	840	1,890	840
会議室	420	1,120	1,820	560	1,260	560
多目的ホール	1,680	4,480	7,280	2,240	5,040	2,240
調理室	360	960	1,560	480	1,080	480

特別料金（各施設共通）

- 1 冷暖房使用料は、基本使用料の5割を加算する。
- 2 使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、1時間を限度とし、当該使用区分に係る基本使用料の3割の額及び冷暖房使用料についても同割額を加算する。この場合において、延長又は繰り上げた時間が30分以上のときは1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。
- 3 営利等の目的外使用の場合は、基本使用料の5割から20割までの範囲で加算金を徴収することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の養父市地域まちづくりセンター設置及び管理条例の規定は、この条例の施行の日以後のセンターの使用に係る使用料について適用する。

(養父市ふれあい倶楽部設置及び管理条例の廃止)

- 3 養父市ふれあい倶楽部設置及び管理条例（平成16年養父市条例第146号）は、廃止する。

(養父市地域ふれあいの家設置及び管理条例の一部改正)

- 4 養父市地域ふれあいの家設置及び管理条例（平成16年養父市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第2条の表養父市西谷ふれあいの家の項を削る。

議案第13号 養父市地域まちづくりセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案																																																																									
<p>(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width:50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大谷ふれあいセンター</td> <td>養父市三宅694番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	大谷ふれあいセンター	養父市三宅694番地1	<p>(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width:50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大谷ふれあいセンター</td> <td>養父市三宅694番地1</td> </tr> <tr> <td><u>八鹿ふれあい倶楽部</u></td> <td><u>養父市八鹿町八鹿838番地2</u></td> </tr> <tr> <td><u>小佐ふれあい倶楽部</u></td> <td><u>養父市八鹿町小佐833番地</u></td> </tr> <tr> <td><u>高柳ふれあい倶楽部</u></td> <td><u>養父市八鹿町高柳608番地1</u></td> </tr> <tr> <td><u>伊佐ふれあい倶楽部</u></td> <td><u>養父市八鹿町伊佐431番地</u></td> </tr> <tr> <td><u>宿南ふれあい倶楽部</u></td> <td><u>養父市八鹿町宿南1187番地1</u></td> </tr> <tr> <td><u>建屋教育集会所</u></td> <td><u>養父市建屋209番地</u></td> </tr> <tr> <td><u>西谷ふれあいの家</u></td> <td><u>養父市大屋町筏561番地</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	大谷ふれあいセンター	養父市三宅694番地1	<u>八鹿ふれあい倶楽部</u>	<u>養父市八鹿町八鹿838番地2</u>	<u>小佐ふれあい倶楽部</u>	<u>養父市八鹿町小佐833番地</u>	<u>高柳ふれあい倶楽部</u>	<u>養父市八鹿町高柳608番地1</u>	<u>伊佐ふれあい倶楽部</u>	<u>養父市八鹿町伊佐431番地</u>	<u>宿南ふれあい倶楽部</u>	<u>養父市八鹿町宿南1187番地1</u>	<u>建屋教育集会所</u>	<u>養父市建屋209番地</u>	<u>西谷ふれあいの家</u>	<u>養父市大屋町筏561番地</u>																																																			
名称	位置																																																																									
大谷ふれあいセンター	養父市三宅694番地1																																																																									
名称	位置																																																																									
大谷ふれあいセンター	養父市三宅694番地1																																																																									
<u>八鹿ふれあい倶楽部</u>	<u>養父市八鹿町八鹿838番地2</u>																																																																									
<u>小佐ふれあい倶楽部</u>	<u>養父市八鹿町小佐833番地</u>																																																																									
<u>高柳ふれあい倶楽部</u>	<u>養父市八鹿町高柳608番地1</u>																																																																									
<u>伊佐ふれあい倶楽部</u>	<u>養父市八鹿町伊佐431番地</u>																																																																									
<u>宿南ふれあい倶楽部</u>	<u>養父市八鹿町宿南1187番地1</u>																																																																									
<u>建屋教育集会所</u>	<u>養父市建屋209番地</u>																																																																									
<u>西谷ふれあいの家</u>	<u>養父市大屋町筏561番地</u>																																																																									
<p>別表（第8条関係） <u>（大谷ふれあいセンター）</u></p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width:10%; text-align: center;">区分</th> <th colspan="6" style="text-align: center;">使用時間区分及び基本使用料</th> </tr> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">9時から</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">13時から</th> <th style="text-align: center;">18時か</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">12時ま で</th> <th style="text-align: center;">17時ま で</th> <th style="text-align: center;">22時ま で</th> <th style="text-align: center;">17時ま で</th> <th style="text-align: center;">22時ま で</th> <th style="text-align: center;">ら22時 まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">会議室</td> <td style="text-align: center;">600</td> <td style="text-align: center;">1,600</td> <td style="text-align: center;">2,600</td> <td style="text-align: center;">800</td> <td style="text-align: center;">1,800</td> <td style="text-align: center;">800</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用時間区分及び基本使用料						9時から			13時から		18時か	12時ま で	17時ま で	22時ま で	17時ま で	22時ま で	ら22時 まで	会議室	600	1,600	2,600	800	1,800	800	<p>別表（第8条関係） <u>（大谷ふれあいセンター）</u></p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width:10%; text-align: center;">区 分</th> <th colspan="6" style="text-align: center;">使用時間区分及び基本使用料</th> </tr> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">9時から</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">13時から</th> <th style="text-align: center;">18時から</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">12時まで</th> <th style="text-align: center;">17時まで</th> <th style="text-align: center;">22時まで</th> <th style="text-align: center;">17時まで</th> <th style="text-align: center;">22時まで</th> <th style="text-align: center;">22時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">会議室1</td> <td style="text-align: center;">450</td> <td style="text-align: center;">1,200</td> <td style="text-align: center;">1,950</td> <td style="text-align: center;">600</td> <td style="text-align: center;">1,350</td> <td style="text-align: center;">600</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">会議室2</td> <td style="text-align: center;">540</td> <td style="text-align: center;">1,440</td> <td style="text-align: center;">2,340</td> <td style="text-align: center;">720</td> <td style="text-align: center;">1,620</td> <td style="text-align: center;">720</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小会議室</td> <td style="text-align: center;">210</td> <td style="text-align: center;">560</td> <td style="text-align: center;">910</td> <td style="text-align: center;">280</td> <td style="text-align: center;">630</td> <td style="text-align: center;">280</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;"><u>（八鹿ふれあい倶楽部）</u></p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width:10%; text-align: center;">区 分</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">使用時間区分及び基本使用料</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">9時から</th> <th style="text-align: center;">13時から</th> <th style="text-align: center;">18時から</th> </tr> </thead> <tbody> </tbody> </table>	区 分	使用時間区分及び基本使用料						9時から			13時から		18時から	12時まで	17時まで	22時まで	17時まで	22時まで	22時まで	会議室1	450	1,200	1,950	600	1,350	600	会議室2	540	1,440	2,340	720	1,620	720	小会議室	210	560	910	280	630	280	区 分	使用時間区分及び基本使用料			9時から	13時から	18時から
区分		使用時間区分及び基本使用料																																																																								
		9時から			13時から		18時か																																																																			
	12時ま で	17時ま で	22時ま で	17時ま で	22時ま で	ら22時 まで																																																																				
会議室	600	1,600	2,600	800	1,800	800																																																																				
区 分	使用時間区分及び基本使用料																																																																									
	9時から			13時から		18時から																																																																				
	12時まで	17時まで	22時まで	17時まで	22時まで	22時まで																																																																				
会議室1	450	1,200	1,950	600	1,350	600																																																																				
会議室2	540	1,440	2,340	720	1,620	720																																																																				
小会議室	210	560	910	280	630	280																																																																				
区 分	使用時間区分及び基本使用料																																																																									
	9時から	13時から	18時から																																																																							

現 行	改 正 案					
	12時まで	17時まで	22時まで	17時まで	22時まで	22時まで
和室（6畳）	180	480	780	240	540	240
和室（8畳）	240	640	1,040	320	720	320
調理室	510	1,360	2,210	680	1,530	680
多目的ホール	1,080	2,880	4,680	1,440	3,240	1,440
（小佐ふれあい倶楽部）						
（単位：円）						
区 分	使用時間区分及び基本使用料					
	9時から			13時から		18時から
	12時まで	17時まで	22時まで	17時まで	22時まで	22時まで
休養室	210	560	910	280	630	280
談話室（8畳）	270	720	1,170	360	810	360
調理室	510	1,360	2,210	680	1,530	680
交流室	780	2,080	3,380	1,040	2,340	1,040
ステージ	270	720	1,170	360	810	360
（高柳ふれあい倶楽部）						
（単位：円）						
区 分	使用時間区分及び基本使用料					
	9時から			13時から		18時から
	12時まで	17時まで	22時まで	17時まで	22時まで	22時まで
交流室（40畳）	1,200	3,200	5,200	1,600	3,600	1,600
談話室（20畳）	600	1,600	2,600	800	1,800	800
調理室	420	1,120	1,820	560	1,260	560
休養室（10畳）	330	880	1,430	440	990	440

現 行	改 正 案						
	(伊佐ふれあい倶楽部)						
	単位：円)						
	使用時間区分及び基本使用料						
区 分	9時から			13時から		18時から	
	12時まで	17時まで	22時まで	17時まで	22時まで	22時まで	
談話室	390	1,040	1,690	520	1,170	520	
和室(8畳)	270	720	1,170	360	810	360	
和室(7畳)	240	640	1,040	320	720	320	
和室(6畳)	210	560	910	280	630	280	
調理室(旧)	330	880	1,430	440	990	440	
調理室(新)	600	1,600	2,600	800	1,800	800	
多目的交流室	1,530	4,080	6,630	2,040	4,590	2,040	
	(宿南ふれあい倶楽部)						
	(単位：円)						
	使用時間区分及び基本使用料						
区 分	9時から			13時から		18時から	
	12時まで	17時まで	22時まで	17時まで	22時まで	22時まで	
ふれあいホール	420	1,120	1,820	560	1,260	560	
交流室	450	1,200	1,950	600	1,350	600	
調理室	450	1,200	1,950	600	1,350	600	
和室(8畳)	270	720	1,170	360	810	360	
和室(6畳)	210	560	910	280	630	280	
会議室(ホール含む)	480	1,280	2,080	640	1,440	640	
多目的交流室	1,410	3,760	6,110	1,880	4,230	1,880	

現 行

改 正 案

(建屋教育集会所)

(単位：円)

区 分	使用時間区分及び基本使用料					
	9時から			13時から		18時から
	12時まで	17時まで	22時まで	17時まで	22時まで	22時まで
大会議室	900	2,400	3,900	1,200	2,700	1,200
小会議室	450	1,200	1,950	600	1,350	600
別館 多目的室	540	1,440	2,340	720	1,620	720
別館 実習室	540	1,440	2,340	720	1,620	720

(西谷ふれあいの家)

(単位：円)

区 分	使用時間区分及び基本使用料					
	9時から			13時から		18時から
	12時まで	17時まで	22時まで	17時まで	22時まで	22時まで
和室	630	1,680	2,730	840	1,890	840
会議室	420	1,120	1,820	560	1,260	560
多目的ホール	1,680	4,480	7,280	2,240	5,040	2,240
調理室	360	960	1,560	480	1,080	480

特別料金

- 1 冷暖房使用料は、基本使用料の5割を加算する。
- 2 使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、1時間を限度とし、当該使用区分に係る基本使用料の3割の額及び冷暖房使用料についても同割額を加算する。この場合において、延長又は繰り上げた時間が30分以上のときは1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。
- 3 営利等の目的外使用の場合は、基本使用料の5割から20割の範囲で加算金を徴収することができる。

特別料金（各施設共通）

- 1 冷暖房使用料は、基本使用料の5割を加算する。
- 2 使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、1時間を限度とし、当該使用区分に係る基本使用料の3割の額及び冷暖房使用料についても同割額を加算する。この場合において、延長又は繰り上げた時間が30分以上のときは1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。
- 3 営利等の目的外使用の場合は、基本使用料の5割から20割までの範囲で加算金を徴収することができる。

議案第13号 養父市地域まちづくりセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

附則第4項 養父市地域ふれあいの家設置及び管理条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行		改 正 案	
(名称及び位置) 第2条 ふれあいの家の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 ふれあいの家の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
養父市口大屋ふれあいの家	養父市大屋町中1080番地	養父市口大屋ふれあいの家	養父市大屋町中1080番地
養父市西谷ふれあいの家	養父市大屋町筏561番地		
養父市大屋ふれあいの家	養父市大屋町山路142番地	養父市大屋ふれあいの家	養父市大屋町山路142番地